

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ サラリーマンでも確定申告が必要な人

**Q** : サラリーマンでも確定申告が必要な人がいるそうですが、どのような人でしょうか。

**A** : 給与年収が2,000万円を超える人などです。

### 【解説】

サラリーマンの場合、ほとんどの人は年末調整が行われ、これによって各月において源泉徴収された税額が精算されますので、確定申告の必要はありませんが、次のような人は確定申告をしなければなりません。

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 給与を1か所から受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額（地代家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- (3) 給与を2か所以上から受けている人で、従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- (4) 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- (5) 災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
- (6) 給与の支払いを受ける際に源泉徴収をされないことになっている人

以上はサラリーマンで確定申告をしなければならない人ですが、逆に義務はないのですが、多額の医療費を支払った人や住宅を取得した人は、確定申告をすることによって源泉徴収された税金が戻ってくることもあります。

